議 案 第 ６ ２ 号

磐田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和８年６月８日提出

磐田市長　草　地　博　昭

磐田市手数料条例の一部を改正する条例

磐田市手数料条例（平成１７年磐田市条例第６７号）の一部を次のように改正する。

附則第３項の前の見出し並びに同項及び第４項を削る。

別表課税又は納税に関する証明の項中「３００円」を「３００円（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項の規定による特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下「個人番号カード等」という。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。）を利用して、地方公共団体情報システム機構の電子計算組織を経由し、市の電子計算組織と通信回線により接続された端末機（以下「端末機」という。）から交付を受ける場合は２００円）」に改め、同表住民票、戸籍の附票に関する証明の項及び印鑑に関する証明の項中「３００円」を「３００円（個人番号カード等又は移動端末設備を利用して、端末機から交付を受ける場合は２００円）」に改め、同表戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１０条第１項、第１０条の２第１項から第５項まで若しくは第１２６条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第１２０条第１項、第１２０条の２第１項若しくは第１２６条の規定に基づく戸籍証明書の交付の項中「４５０円」を「４５０円（個人番号カード等又は移動端末設備を利用して、端末機から交付を

受ける場合は３５０円）」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１１月２日から施行する。

磐田市手数料条例新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>附　則
１・２　略
（個人番号カード又は移動端末設備を利用して端末機から交付を受ける場合に係る手数料の金額の特例）
３　別表の規定にかかわらず、令和５年４月１日から令和７年３月31日までの間、別表に規定する手数料を徴収する事項のうち、次の表の左欄に掲げる事項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table><tr><td>課税又は納税に関する証明</td><td>300円</td><td>300円（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第</td></tr></table></td><td>附　則
１・２　略

（削除）</td></tr>
</table>

現行			改正案
		２号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。）を利用して、地方公共団体情報システム機構の電子計算組織を経由し、市の電子計算組織と通信回線により接続された端末機（以下「端末機」という。）から交付を受ける場合は200円）	
住民票、戸籍の附票に関する証明	300円	300円（個人番号カード又は移動端末設備を利用して、端末機から交付を受ける場合は200円）	
印鑑に関する証明	300円	300円（個人番号カード又は移動端末設備を利用して、端末機から交付を受ける場合は200円）	
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条	450円	450円（個人番号カード又は移動端末設備を利用して、端末機から交付を	

現行	改正案
の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	
	受ける場合は350円）
４　別表の規定にかかわらず、令和５年１月１日から令和５年３月31日までの間、前項の表中「200円」とあるのは「100円」と、「350円」とあるのは「250円」とする。	（削除）

別表（第２条関係）

手数料を徴収する事項	金額（１件につき）	算定区分
課税又は納税に関する証明	300円	年度毎１通を１件とする。

別表（第２条関係）

手数料を徴収する事項	金額（１件につき）	算定区分
課税又は納税に関する証明	300円（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法	年度毎１通を１件とする。

現行			改正案		
				（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項の規定による特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下「個人番号カード等」という。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第３号ロに規定する移	

現行			改正案		
				動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。）を利用して、地方公共団体情報システム機構の電子計算組織を経由し、市の電子計算組織と通信回線により接続された端末機（以下「端末機」という。）から交付を受ける場合は200円）	
略			略		
住民票、戸籍の附票に関する証明	300円	１通につき１件とする。	住民票、戸籍の附票に関する証明	300円（個人番号カード等又は移動端末設備を利用して、端末機から交付を受ける場合は200円）	１通につき１件とする。
印鑑に関する証明	300円	１通につき１件とする。	印鑑に関する証明	300円（個人番号カード等又は移動端末設備を利用して、端末機から交付を受ける場合は200	１通につき１件とする。

現行		
	____	
略		
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	450円	１通につき１件とする。
略		

改正案		
	円）	
略		
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	450円（個人番号カード等又は移動端末設備を利用して、端末機から交付を受ける場合は350円）	１通につき１件とする。
略		

参考資料

窓口受付時間の変更に伴う手数料条例の改正について

令和８年11月から市役所窓口の受付時間の変更を予定しています。

■受付時間変更の概要

【窓口受付時間】

（変更前）8:30～17:15　➡　（変更後）9:00～16:30

時間外窓口（市民課・市民税課）は継続して実施します。

毎週木曜日　　16:30～19:00

毎月第２日曜日　9:00～12:00

【対象施設】

市役所本庁舎、西庁舎、ｉプラザ、各支所

【出入口の開閉時間】

市役所本庁舎、西庁舎、各支所　9:00～16:30

ｉプラザ　8:30～22:00（現行どおり）

変更に伴い、個人番号カード等を利用してコンビニエンスストア等に設置しているマルチコピー機から発行される各種証明書の発行手数料を、一律100円減額します。

この減額は、窓口の混雑緩和と市民サービスの向上を目的として実施するもので、施行は令和８年11月２日の予定です。

■改正内容

証明書の種類	窓口手数料	コンビニ手数料
戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本） 戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）	450円	350円
住民票の写し、印鑑登録証明書 所得証明書、課税証明書　等	300円	200円

■コンビニ交付の状況

◇利用時間帯：午前６時から午後11時30分まで

◇コンビニ交付率

令和４年度19.36%　（1月～3月まで200円減額）

令和５年度38.33%　（通年100円減額）

令和６年度43.33%　（通年100円減額）

令和７年度37.10%　（減額無し）

◇マイナンバーカード保有率

令和８年３月末現在85.5%